

公立大学法人神戸市看護大学動物実験委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第23号

公立大学法人神戸市看護大学動物実験委員会規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学動物実験委員会規程（2019年4月1日規程第22号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>公立大学法人神戸市看護大学動物実験委員会規程 (設置) 第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程(2019年4月規程第1号)第6条第1項の規定に基づき、神戸市看護大学における動物実験(以下「動物実験」という。)について調査審議するため、<u>公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会</u>の下に公立大学法人神戸市看護大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。 第2条～第5条 (略) (所掌事項) 第6条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1)～(4) (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第7条～第9条 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>動物実験・特定化学物質管理委員会</u></p> <p><u>及び特定化学物質の管理</u> <u>学長</u> <u>動物実験・特定化学物質管理委員会</u></p> <p>(5) <u>公立大学法人神戸市看護大学特定化学物質管理規程(令和3年12月規程第25号)に規定する事項</u> (6) <u>特定化学物質の安全管理に係る対策、教育及び調査に関する事項</u> (7) <u>特定化学物質により発生した事故の原因調査及びその対策に関する事項</u> (8) <u>前3号に掲げるもののほか、特定化学物質の管理に関する事項</u></p> <p><u>附 則</u> 1 <u>この規程は、2025年4月1日から施行する。</u> 2 <u>公立大学法人神戸市看護大学特定化学物質管理委員会規程(2021年9月規程第17号)は、廃止する。</u></p>